

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととします。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要（省令）

(1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

(2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

- ・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

(3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

- ・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

(4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

(検査用スキャンツールの概要)

- ・ 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・ 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・ 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・ 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・ 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日